

告示

埼玉県告示第千三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、清算法人尾田蒔土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	増田 好夫	埼玉県秩父市田村十番地